

採本機案シ各決シ其ノ旨上條ヨリ酒井ニ通告シタル
模様ナリ

七 経 過

の 會 社 側

會社ニ於テハ現ニ漂白ノ為メ亜硫酸ニ浸セルモノ生
地(約一万五千円位)カ二十六七日中ニ処理セザレハ腐
蝕シテ甚大ナル損害ヲ蒙ルコト、ヲ組合側ニ其ノ必
理方ヲ迫リシメ組合側ハ向來解決スル迄ハ絶対ニ該
職場ノ作業ユースト頑強ニ全工場ヲ占領シ居ルヲ以テ
會社ハ労働者側ノ要求ヲ(解雇手当百円分)容ル、
ニ至レルモノナルカ更ニ本交渉ニ不調ニ終レルヲ以
テ二十七日前夜酒場ノ作業ヲ決行スル為メ日本工業

團員約二百名ヲ工場ニ入レ労働者側ノ作業ニ対スル
妨害ニ備ヘ午後三時頃ヨリ該工場ヲ占領シ居リタル
職工約百名ヲ場外ニ追ヒ出シ今四時半頃ヨリ社員級
ノミニテ右作業ニ従事シ今十一時迄約半分ヲ仕上ケ
タリ

更ニ今午後四時頃會社事務所ニ於テ太田支配人外四
名ト組合代表第野真好外数名會見シ會社側ヨリ二十
六日迄追進シ来リタル交渉ヲ全部取消シ白紙ヲ以テ
臨ムコトヲ通告セリ

(二) 労働者側

従業員ハ概ねノ通り二十三日以年急業ニ入り工場内
至ル處ニ各種宣傳ヒラシ貼付シ工場内ヲテテ敢行シ